

令和5年

南部町議会第3回定例会会議録

令和5年9月 8日 開会

令和5年9月22日 閉会

山梨県南部町議会

令和 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 8 日

令和5年南部町議会第3回定例会（第1日目）

令和5年9月8日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第68号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第70号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第71号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第72号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第74号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第22 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第25 認定第 4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 5号 令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 7号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第 8号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第 9号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 一般質問
- 日程第33 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 芦澤潤一郎 | 2番 | 望月憲之 |
| 3番 | 望月小五郎 | 4番 | 塩津悟 |
| 5番 | 望月郁夫 | 6番 | 木内秀樹 |
| 7番 | 遠藤高芳 | 8番 | 高橋茂広 |
| 9番 | 遠藤光宣 | 10番 | 仲亀佳定 |
| 11番 | 小泉昇一 | 12番 | 望月光彦 |

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|-----|------|----|-------|
| 11番 | 小泉昇一 | 1番 | 芦澤潤一郎 |
|-----|------|----|-------|

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	渡辺雄治
企画課長	杉山一陽	財政課長	遠藤一明
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長	近藤利成
住民課長	若林安彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月裕司	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開会 午前 9時30分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

9月に入り、残暑もいくらか和らいで朝夕はしのぎやすくなり、ようやく秋の気配が感じられるようになりました。今年も猛暑日が続く大変厳しい夏でした。

その中で、5年ぶりの通常開催を予定していた南部の火祭りは、台風7号の接近により、中止を余儀なくされました。

職員の皆さんは、連日、炎天下での作業でようやく準備を整えたところ、中止が決定となり、一変して休日を返上し、総出で片付けに追われました。肉体的にも、精神的にも、大変厳しかつたことと思います。本当にお疲れさまでした。

川供養と、盆の送りを起源とする火祭りは、この時期の河川敷を会場とする行事であるが故、異常気象と言われる酷暑や豪雨などの影響を逃れられません。

伝統あるこの行事を、この先も継承していくためには、アウトソーシングを取り入れるなどの運営方法の検討が必要な時期に来ていると感じます。

そして、来年こそは、富士川の夜空を赤々と染める荘厳な火祭りが開催できることを願っております。

さて、議員各位におかれましては、公私ともに多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、令和4年度各会計の歳入歳出決算認定が提出されており、令和4年度の予算が、議決した目的に沿って適正に執行されたか、またどのような行政成果があったのか、執行部から示されるわけであります。

そのほかにも、審議内容は多岐にわたり膨大なものではありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りある質疑・討論をお願いいたします。

なお、本定例会はクールビズのため、上着・ネクタイの着用は自由といたしますので、ご了承ください。

それでは、円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、令和5年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 小泉昇一議員および1番 芦澤潤一郎議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願1件を受理いたしました。皆さんのお手元に配付いたしましたとおりであります。

請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

については、会議規則第92条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に審査を付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和4年度会計の令和5年5月分、令和5年度会計の令和5年5月・6月・7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、令和4年度分の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による、「教育に関する事務の点検及び評価報告書」の提出がありました。お手元に配付しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第5 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第68号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第69号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第70号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第71号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第72号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第74号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第22 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第7号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第8号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第9号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上、28件について、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和5年第3回定例会の開催に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り議会が開催されますことに、心から感謝を申し上げます。

先ほど、議長のあいさつにもありましたけれども、今年の南部の火祭りは、5年ぶりに通常開催で行うことが火祭り実行委員会において決定され、町民はもとより関係者一丸となって準備に取り組んでまいりました。

8月8日に発生した台風7号は、速度が遅く、進路も定まらない中、お盆に日本列島を直撃する予報が流れ、祈る思いで台風情報に耳を傾ける日々が続きました。

幸いにも山梨・静岡に直接上陸するようなコースは外れ、台風本体は本町から遠く離れていきましたが、台風の影響による大雨、さらには河川の増水が危惧されました。

8月10日には、3連休を前に甲府气象台からの台風情報の会見がなされましたので、終了後に直接气象台に電話をかけ本町の気象情報に関する確認を取りましたが、予報士の方も、台風の速度が遅いため予測が難しく、その影響範囲は定まらないとのことでした。

静岡県内では各地で開かれる予定のお祭りが中止の決定がなされる中、本町では長い時間をかけて関係者と打ち合わせ、さらに職員も今年こそはという思いで準備作業を進めてまいりましたので、望みを託して最終決定を甲府气象台が次回会見する13日の午前中まで見送ることと、関係者や職員とも協議し確認しました。

13日の10時から開かれた甲府气象台の会見および、その後に行われた予報士との電話会談の結果は、台風本体は紀伊半島に上陸し中国地方を北上するが、台風による湿った空気が流れ込む影響で山梨県内でも場所により大雨となり、河川の増水も考えられるとの見解でした。そのため、臨時管理職会議を11時に招集し、大変残念ではありましたが、百八たいが流され、下流地域に迷惑を掛けることだけは避けなければなりませんので、断腸の思いで、火祭りの中止と、休日ではありますが、午後から職員総出で撤去作業を行うようお願いをいたしました。

私も率先して作業をいたしました。作業は14日まで続き、お昼前からは雨も降り始め、食事もとらずに最後まで引き続き作業を進める職員たちに、作業終了後はねぎらいの言葉をかけましたが、4年前と同じく天候に左右されるお祭りの難しさに、考えさせられるものがありました。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月16日、6月定例会閉会后、晴天に恵まれたうつぶな公園で4年ぶりにあじさいまつりが開催され、議員の皆様方と出席いたしました。

平成7年から植栽が始まり今年で28年、多くのあじさいボランティアの皆さんがこのひとときのために1年を通して手入れをしてくださることに、心から感謝を申し上げます。また、昨年の第33回全国みどりの愛護の集いにおいて、国土交通大臣表彰を受賞されました。これまでの取り組みが評価された結果であります。心よりお祝い申し上げます。

6月22日、令和5年度南部いきいき大学の開校式が行われ、第1回学習会の講師として、今後のまちの施策について講話いたしました。

また同日、東京国際フォーラムで開催された富士山世界文化遺産登録10周年記念式典に参加いたしました。

6月26日から30日までの1週間をかけて、新採用職員から副主査までの若手職員42名と面談を行いました。若手職員の仕事への取り組み姿勢が分かり、とても頼もしく感じられた面談でした。新採用職員も採用から3カ月が経過したことから、仕事のことから職場環境や私生活に至るまで多岐にわたる話をしました。

7月3日、社会を明るくする運動強調月間に合わせて、保護司の皆さまが町長室にお見えになり、内閣総理大臣からのメッセージ伝達式が行われました。

犯罪や非行防止、過ちを犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動への協力要請を受けるとともに、お越しいただいた皆さまには、保護司としての日ごろの活動のご労苦に対して感謝を申し上げます。

7月7日、下部ホテルで、南部警察官友の会の役員会、定期総会が開催され、出席いたしました。

南部署管内の企業や行政が会員となって組織されている友の会ですが、今年から2年間の会長として、南部・身延・早川と広範囲を管轄する署員の皆さまには、日ごろから地域の治安維持のためご苦勞いただいていることに感謝と慰勞を申し上げます。

7月10日から12日までの3日間にわたり、主査から主幹までの係長職26名と面談を行いました。6月末に行った若手職員面談に引き続き、係長職の意見や要望、課内のことなど、さまざまな意見を交換しました。

7月13日、富士宮市と災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。物資の提供や人員派遣の関係を明文化し、県を越えた隣接する自治体としての協力関係を再確認するとともに、応援要請を待たずに自主的に支援することも盛り込みました。

7月21日、町村長会議が開催され出席いたしました。会議では、令和4年度の会務報告や決算認定のほか、来年度に向けて国県の施策および予算に関する提案要望が協議されました。

7月27日、ベルクラシック甲府で開催された、山梨人口減少危機突破共同宣言式に出席してまいりました。共同宣言には、県内全市町村と経済や福祉・観光などの民間企業等89団体が賛同し、危機突破に向けて県や市町村、民間企業などが一丸となり、総力を挙げて取り組みを進めることといたしました。

7月31日、南部町総合教育会議を開催いたしました。会議では、教育委員会の令和5年度の取り組み方針が説明されたほか、南部地区の小学校適正配置について、栄・睦合の両地区で開催された説明会での意見要望等を踏まえ、教育委員の皆さんと協議いたしました。いずれの協議事項につきましても、本町の教育行政の方向性を確認する中で情報共有を図ることができました。

8月13日、臨時の管理職会議を招集いたしました。

台風7号の影響により、大雨と河川の増水が予報されていたため、南部の火祭りの中止を決断いたしました。

8月17日、県道路整備促進協会理事会および総会と、県高速道路整備促進期成同盟会常任理事会および総会が、いずれもアピオ甲府で開催され、出席してまいりました。

県道路整備促進協会は、産業経済の活性化や活力ある組織づくりに欠かせない道路整備を、計画的かつ着実に推進するための組織であります。県高速道路整備促進期成同盟会は、中部横断自動車道や中央自動車道の整備促進機能強化に、積極的な活動を展開しております。

8月31日、南部町地域包括支援センター運営協議会および南部町地域活動支援センター運

営委員会を開催いたしました。

地域包括支援センター運営協議会では、本年度が最終年度となる、南部町高齢者保健福祉計画および南部町介護保険事業計画の次期計画策定に向けて、委員の皆さまからご意見等をいただきました。

また、まだ決定されてはおりませんが、介護保険料につきましては、今後の3年間につきましても据え置く考えを提案させていただきました。

続いて開催された南部町地域活動支援センター運営委員会では、あじさい工房およびふきのとうの事業・決算報告など、両施設について協議いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。お手元の議案集にありますように、本定例会の提出議案は、報告が1件、条例の改正が4件、補正予算案9件、工事請負契約の締結が3件、町道の認定が1件、決算認定議案10件の、合計28件であります。

はじめに議案集1ページ、報告第5号 令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付してご報告いたします。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標ともに早期健全化基準以下であり、また資金不足比率につきましても経営健全化基準以下となっており、健全な財政状況にあることを報告いたします。

次に、議案集3ページ、議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に議案集5ページ、議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法に基づき国が定めた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に、議案集8ページ、議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法に基づき国が定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に、議案集11ページ、議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども子育て支援法の一部改正による第19条構成変更に伴い、本条例の一部を改正する必要がありますためであります。

次に、議案第67号から議案第75号までは、一般会計ほか8会計の補正予算であります。

はじめに、令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）であります。6月補正予算後の情勢の変化に対応するため、県支出金、繰入金および町債、令和4年度の決算剰余金などを主な財源とし、緊急を要する事業に必要な措置を講じたところであります。

主な事業としては、分庁舎立体駐車場の整備と防災資機材等準備倉庫の改修事業として工事費を計上したほか、リバーサイドパークへの健康器具等の設置費を予算計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算はそれぞれ3億636万7千円の追加となり、予算の総額を5億69,909万8千円とするものであります。

次に特別会計です。

指定居宅サービス特別会計補正予算は、繰越金を財源とする一般会計への繰出金725万8千円の、前年度決算確定に伴う補正であります。

国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定におきましても、繰越金を財源とした一般会計繰出金の補正。南部直診勘定は、繰越金を財源とした浄化槽の修繕と医療用機械器具費等の計上主たる内容となります。

介護保険特別会計補正予算は、繰越金を主な財源としまして、精算に伴う返還金や給付準備基金積立金、一般会計繰出金など6,025万2千円を補正いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

睦合財産区、大城平外二山恩師林保護財産区及び大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

富沢財産区特別会計補正予算は、木材売払い収入を財源に、管理費および造林費を補正いたします。

以上で、補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

次に、議案集15ページから17ページ、議案第76号から議案第78号までの工事請負契約の締結についてであります。議案第76号と議案第77号は、町道奥山線法面補強工事の1工区、2工区につきまして、議案第78号は南部町役場本庁舎屋根改修工事につきまして、入札により契約相手の選定が整いましたことから、契約の締結を議会に諮るものであります。

次に、議案集の18ページ、議案第79 町道路線の認定についてであります。県から県道富士川身延線の一部を町道へ移管されることに伴い、移管される町道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

続きまして、別冊の決算書、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出認定であります。すでに監査委員による決算審査を受け、全ての会計で適切に処理され、適正であるとの意見書を受理いたしました。お手元に、その写しを配付いたしましたので、決算審査意見書の説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員からご指摘いただいた、住民生活に真に必要とされる施策を展開するとともにさらなる見直しを図り、将来を見据えた政策の推進が必要であるとの貴重なご意見につきましては、真摯に受けとめ、身を引き締めて町政運営に邁進する所存であります。

以上、本定例会に提案いたしますが、議案の詳細な説明につきましては、会計管理者ならびに担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月光彦君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第4 報告第5号および、日程第9 議案第67号から日程第17 議案第

75号までの補正予算ならびに、日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号までの工事請負契約の締結について、遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第5 議案第63号について、若林住民課長。

○住民課長（若林安彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第6 議案第64号から日程第8 議案第66号について、岡村子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

次に、日程第21 議案第79号について、尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時05分です。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第22 認定第1号から日程第31 認定第10号について、渡辺会計管理者。

○会計管理者（渡辺幸博君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率および資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、田中清一代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

田中代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは私から、去る7月27日、28日の2日間にわたり、高橋茂広監査委員とともに実施いたしました、令和4年度決算に係る財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果につきまして、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付されました、財政健全化審査について報告いたします。

お手元に配付されております、令和4年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました、健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した100ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、引き続き健全な財政運営の維持に努めていただくことを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和4年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金の運用状況の審査結果について概要を報告いたします。

お手元に配付してあります、令和4年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿その他の書類等と照合しながら審査を行いました。

また、令和4年度から5年度にかけて取り壊しが行われた総合会館の跡地、森小久保水路災害復旧工事、下井出水路および本郷五反田水路の改良工事、以上4カ所について実施状況調査のため現地確認を行い、各担当者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書、ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その係数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であると認められました。

まず、令和4年度一般会計について、3ページの表2です。

歳入総額は63億5,245万6千円、歳出総額は55億4,997万8千円でありました。

繰越明許費繰越額として2億5,825万5千円ありますので、実質収支額5億4,422万3千円が令和5年度への繰越額となりました。

歳入面においては、まず主たる財源である地方交付税は5ページの表4のとおり、前年度の30億2,482万2千円に比べ、普通交付税が1億2,141万8千円減額し、特別交付税は155万7千円の増額。合計で1億1,986万1千円の減額となり、総額では29億496万1千円でありました。この普通交付税の減額は、算定項目である臨時財政対策債振替相当額が減額されたことが主な要因です。

なお、4ページの表3のとおり、歳入総額の45.7%を占める地方交付税に大きく依存している状況は依然として変わりありません。

町税収入は6ページの表5のとおり、町民税のうち個人住民税は、人口減少と高齢化率の上昇により減少傾向となりますが、修正申告による課税があったために微増しております。

一方、法人住民税においては、事業所の多くが法人税割が減少し、中でも大手1社が多額の減少となったことで大きな減収につながりました。これにより、町民税全体では前年度に比べ収入額が2,183万円の減額となっています。

新型コロナウイルス感染症への対策が緩和されたことで、この先、事業活動が活発になることを期待いたしますが、個人住民税では納税義務者の減少により年々減収となることが予想されます。課税客体の減少によるものなのでいかんともしがたいわけですが、当該調定額の徴収

に最大限の努力を図られることを望みます。

また、徴収率は昨年度より0.33ポイント減少したものの県下でも上位に位置し、98%と高い徴収率を維持していることは、未納者や滞納者に対する催告や丁寧な納税相談など細やかな対応を続けている結果であることが確認でき、徴収事務の努力は昨年度に引き続き大いに評価に値します。

今後も税の公平性および公正性の観点から、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図られることを望みます。

次に歳出面ですが、7ページの表6のとおり、減少した項目は、職員数は微増しましたが歳出額としては人件費が、また建設費用として借り入れた合併特例債の残高減少により公債費が、公園整備や旧富河中学校改修など大型工事の終了で投資的経費が、そしてコロナ対策の緩和で事業実施が進み余剰金が減ったために積立金が、それぞれ減額となりました。

一方、増加した項目は、一部事務組合施設からの入居者移動により扶助費が、光熱水費の高騰や合併20周年式典費用などにより物件費が、前年度コロナ交付金の返還金や南部の火祭りの実施に伴い補助金等が、それぞれ増額となりました。

また、8ページの表7のとおり、老朽化が進む公共施設の解体改修には補助金や起債の充当ができないため、昨年度に引き続き公共施設整備基金などに積み立てを行っております。

今後、公共施設等総合管理計画、国土強靱化計画に沿った施設の維持や廃止等に係る多額の支出を控える中、引き続き行財政改革も念頭に、人件費、扶助費および公債費に係る義務的経費が高い水準で推移しないよう注意しながら、将来負担を考慮した財政運営を図られることを望みます。

次に、特別会計の決算ですが、10ページの表13-1のとおり、9会計の歳入総額は30億5,199万6千円、歳出総額は28億4,566万3千円となりました。

翌年度に繰り越すべき額がありませんので、実質収支額は2億633万3千円となっています。特別会計においても係数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿った適法・適正なものとして認められました。

特別会計の詳細につきましては、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計では、11ページ表13-2のとおり、新型コロナウイルス感染症への生活支援として、令和2年度から引き続きとなる6カ月間の使用料免除が実施されました。南部町全域を対象とした素晴らしい施策であると考えられます。この調定額減額分の補填として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の5,800万円を一般会計から繰り入れています。

この簡易水道事業においては、このほか8,051万6千円の一般会計からの法定外である繰入金に大きく依存しています。

施設の老朽化に伴い、今後も多額の支出は避けられないわけですが、6年度からは公営企業会計方式に移行となりますので、これを一つの契機と捉え、企業会計として少しでも自立の方向へ向かい得るよう検討していくことが必要です。

なお、12ページの表15のとおり、水道使用料の徴収事務において、前年度末からの未収金に大きな減少が見られ、事務の連携を図りながら対応が強化されていることは大いに評価に値します。あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、利用者間の公平性および公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も未収金の発生防止とその回収に強力に

取り組み、本会計の財政基盤強化を図られることを望みます。

次に、指定居宅サービス特別会計については、13ページの表16のとおり、令和4年度も黒字決算となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるものです。

富沢デイサービスセンターは、延べ利用者数の前年度比が増加となったため収入状況は改善しつつありますが、電気料、燃料費、食材費などの急激な高騰で運営費も増大しています。

今後とも、事業の継続とさらなるサービスの向上に向け、社会福祉協議会との連携を強化し、運営内容について協議検討を続けていくことが必要です。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について、14ページの表18のとおり、団塊の世代の後期高齢者医療への移行が進む中、人口減少や社会保険の適用拡大が要因で被保険者の減少が続いており、国保税の調定額は前年度から約1千万円の減額となっています。

しかし13ページの表17のとおり、県事業費納付金が減額となり、税率改定当時計画していた財政調整基金の取り崩しをしなくても、前年度からの繰越金により実質収支額は6,297万8千円となり、前年度を上回っています。

今後も、見直しの時期となっている県国保事業運営方針の内容や保険給付の状況を注視する中で、財政調整基金の的確な活用について十分に検討し、国保財政の健全性堅持に努めていくことが必要です。

一方、1人当たりの医療費が県内上位の状況が続いており、憂慮すべきところではありますが、健診の高受診率がその後の対応につながるよう、保健事業による被保険者個々の健康意識高揚のための取り組みを図ることが大切です。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

過疎地に位置し、小規模自治体である本町にあつては、歳入に占める町税の割合は14.4%と、今後も自主財源の確保には厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

しかし、町政は財政の健全性を保ちつつ町内の経済活性化を図り、直面する課題への対応や優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用して町民サービスの維持向上を図らなければなりません。

効率的な行財政システムの構築に努め、最少の経費で最大の効果を上げることが求められており、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる見直しにより将来を見据えた政策の推進に取り組まれることをお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元の財政健全化審査意見書および決算審査意見書をご覧ください。ただき、確認をお願いいたします。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分です。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時15分

○議長（望月光彦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（望月光彦君）

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第5号および、日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号の4件については、町長から、本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第5号、日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第5号 令和4年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号までの工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

議案集15ページをお開きください。

日程第18 議案第76号 工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集16ページをお開きください。

日程第19 議案第77号 工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第19 議案第77号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集17ページをお開きください。

日程第20 議案第78号 工事請負契約の締結について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第78号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号について、一括で討論いたします。討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第18 議案第76号から日程第20 議案第78号についての討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

はじめに、日程第18 議案第76号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第18 議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第77号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第19 議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第78号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第20 議案第78号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (望月光彦君)

日程第5 議案第63号から日程第17 議案第75号、日程第21 議案第79号、日程第22 認定第1号から日程第31 認定第10号までの24件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査をお願いいたします。

はじめに、日程第5 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第6 議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

第6条の3で、たぶんこれは、子どもたちが車内に置き去りにされた事件を受けての条例改正だと思われませんが、当町として、この条例ができる前にどのようにしていたか、そしてこの条例ができることで今後どのようにしていくか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月光彦君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

それでは、芦澤議員の質問にお答えします。

放課後児童保育ですが、今までは車の移動というものはありませんでしたので、この条例の内容のことはやっておりませんでした。保育所の送迎バスは、ブザーなどの設備がついているものがありますので、今後、放課後児童保育においても自動車を使うことがありましたら、乗車時と降車時の点呼をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第8 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

この町では、これに該当する施設はありますか。

○議長（望月光彦君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡村忠君）

それでは望月議員の質問にお答えします。

南部町特定教育ということで施設補助を受けているみどり幼稚園と、町の保育所が該当になります。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第66号についての質疑を終結いたします。

次に、一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第9 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに歳入について、11ページと12ページ、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第4款衛生費について、15ページと16ページ、質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

15ページの2款総務費、1項総務管理費、4目の企画費の中で、工事請負費、公園整備工事費があります。子ども用遊具の設置という話でしたが、具体的にどこにどんなものを設置するのか教えてください。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど財政課長からも説明がありましたが、場所はリバーサイドパークになります。ウエルシアさんのちょうど裏側になりますが、現在芝生広場として利用しています公園の4分の1を利用して、今回設置をいたします。子ども用の遊具につきましては、予定しておりますのが3基で、ミニ滑り台、ミニシーソー、それからイルカライダーといひましてイルカにまたがって乗るような遊具を、今予定をしております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の公園整備については、誰かの要望があって造ろうとしているのか、それとも役場で、これがあつたほうがいいのかということで造ろうとしているのか、どちらでしょうか。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをいたします。

財務省から町が借り受けをして公園整備をしているところですが、以前の利活用推進についての一般質問の際に、建設課から、順次計画を立てて実行していくという答弁をしております。これに沿った計画となります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

あの公園を造りまして、皆さんも感じたと思いますが、通るたびに何か宝の持ち腐れだと感じました。芝が伸びるばかりで刈込の管理をしていましたので。これは何か有効活用はないかということ考えたときに、たまたま県から公園に対する施設等の補助が出るということ、補助率は10分の10、それならば手を挙げようと、それで今回こういう話になりました。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございませんか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

12目の公共施設等総合管理事業費の14節工事請負費、その中の分庁舎立体駐車場等の整備工事費で、2億6,832万3千円という非常に大きい予算が出されているわけです。これについてはある程度の話は聞いていますが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、遠藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

分庁舎立体駐車場等の整備工事費になりますが、ご存じのとおり、総合会館解体後の空き地に分庁舎の防災関連の立体駐車場を整備する事業でございます。主には立体駐車場、鉄骨造りの2階建てになります。上面と下でおおよそ50台弱の車が、その立体駐車場のみで駐車をすることができるようになります。

それから、防災倉庫も併せて整備をいたしますが、こちらは現在分庁舎で駐車場として利用している建屋をそのまま改修をしまして、防災倉庫として新たに利用をします。また、その周りのアスファルト舗装や側溝などの付帯工事も実施をいたします。

立体駐車場が1億8,748万4千円、防災倉庫の改修で2,780万8千円、付帯工事で5,303万1千円という工事費を予定してございます。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

今の関連でお伺いします。

防災用の倉庫ができるということですが、立体駐車場も防災の拠点となるのですか。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それではお答えをさせていただきます。

立体駐車場も、分庁舎周りが浸水区域になっていますので、1次避難場所として駐車場の2階は利用ができることとなります。1階は、浸水等がない場合には、屋根下で炊き出しなどに利用ができるということで、防災・減災に対する起債を利用しての事業実施となります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第9款教育費、17ページから最終19ページまで、質疑は

ありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

19ページの9款教育費、7項の保健体育費の中の学校給食の共同調理場運営費、賄材料費が物価高によってなかなか厳しい状況だという話ですが、例えば地元の農家の野菜を融通してもらうなどの努力というのはしているのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

望月憲之議員の質問にお答えをさせていただきます。

今言われたように、物価の上昇で、現状の予算のままだと年度末まで賄い切れないということで、1食あたりの単価を10%上げて今回261万8千円の増額計上をしております。これにつきましては、調理所のほうでもいろいろな努力をしております、もちろん地産地消をしておりますし、直接農家さんから買い取りということはしておりませんが、農協さんを通じて買い取りをさせていただいているというような状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

世の中は物価高という傾向というのはずっと続くと思います。そういう中で、やはり給食、子どもたちに食を提供するということはとても大切なことだと思いますので、しっかりと予算を確保しながら進めていっていただきたいなと思います。

町長、またよろしく申し上げます。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

17ページの6款商工費の中の、山水徳間の里の管理費で、設備品購入費として町産材の椅子とテーブルという説明がありましたが、これの詳しい説明をお願いします。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの、芦澤議員の質問にお答えします。

山水徳間の里は、年間を通してキャンプ客を受け入れており、その人気も上昇傾向にあります。それで、炊事場付きのキャンプサイトの椅子テーブルセットが不足しております、その代わりとしまして、木製のいすテーブル2セットを購入させていただきたいということであります。

それから、そば処ひのきの客間の空調機器1台の取り替えです。これについては、そば処ひのきの客間のエアコンが1台故障しております、修理するにも既設エアコンが廃盤となっております。それと、同等のエアコンを購入したいということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

17ページ、5款農林水産業費、2目の林業振興費の、ツキノワグマの放獣事業、これは山に放す方向の10万円だと思いますが、クマの出没で南部町がテレビ報道されています。これは本当に人命に関わることなので、実際にどうしていくかということはやはり考えていくべきではないかと思えます。こういう事業に関してもう少しお金を入れて安全対策をする必要があると思えます。報道によりますとヤマメが荒らされたということなので、それに対しての補助などもしていくべきではないかと思えますが、そのへんのお考えがもしあれば、お聞きしたいと思えます。

○議長（望月光彦君）

産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの望月小五郎議員の質問にお答えします。

この予算については、ツキノワグマを放獣して保護する事業です。現在、マスコミ報道で、佐野地区のことも出ていますが、この部分については助成なりを、していく必要があるとは考えております。

ただ、人命が最優先ですので、保護管理もですが必要な場合は射殺などの形になってしまうと思えますが、状況に応じて放獣の事業を進めるというような形ではあります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

ここ最近、クマの出没が多く、私も非常に困っています。これがテレビ放映、あるいは新聞に出まして、動物愛護の人たちからかなり南部町に問い合わせが来るわけです。中には、産業振興課長と担当者のところに直接来られる方もいました。その人たちの言うには、なんとしてでも生かしてほしいということです。私は直接関わりませんでしたが、例えば佐野であったように、あのようなところに一度クマが入ってしまうと、もうその良さは分かりますから、捕って逃がしてもまた来るわけで、非常に危険です。

去年も、内船の人家に来まして、私もすぐに行きましたが、その家のクーラーの上に寝転んでいて、しょうがなく警察との話の中で、人命第一で殺処分しました。動物はかわいいとかそれは分りますが、ことクマに関してはそんな甘いものではありません。ですから、状況によってやはり人命第一で判断をしたいと思えます。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第67号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第10 議案第68号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第68号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第11 議案第69号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

事業勘定25ページと29ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定37ページと41ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第69号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第70号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

51ページと55ページ、56ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第12 議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第13 議案第71号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

65ページと69ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第14 議案第72号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

79ページと83ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第14 議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第73号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。

93ページと97ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第15 議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第16 議案第74号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

107ページと111ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

121ページと125ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集をご用意ください。

18ページ、日程第21 議案第79号 町道路線の認定について、質疑はありませんか。
高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

県道から町道に移管されるということですが、町道に移管された後に大雨で災害となったら困るわけですが、その点について、町として移管される前にどのような対応をとるかお聞かせ願います。

○議長（望月光彦君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

高橋議員の質問にお答えいたします。

現在、移管に当たりまして、考えられる法面の危険などは県にお願いしており、県で対応の発注がされております。それが全て済んでからの移管になりますので、安全な状態で移管されるようにしております。

○議長（望月光彦君）

高橋議員。

○8番議員（高橋茂広君）

道路面の悪いところの補修などもされてから移管されるのでしょうか。

○議長（望月光彦君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

基本的にはお願いをしておりますが、今回の工事に入っていますが、細かいところまではありませんので、それは今後、町で管理をしていくようになると思います。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 議案第79号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

日程第22 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について、第1款町税から第14款使用料及び手数料、9ページから15ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第15款国庫支出金から第22款町債、15ページ中段から最終24ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、25ページから35ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、35ページ中段から45ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、45ページ下段から52ページ上段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、52ページ上段から56ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、56ページ下段から69ページ中段まで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費および財産に関する調書について、69ページ中段から78ページまで、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終79ページ、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23 認定第2号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 認定第3号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから11ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 認定第4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、6ページから23ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第26 認定第5号 令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、7ページから28ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第27 認定第6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第28 認定第7号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第29 認定第8号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第29 認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第30 認定第9号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第30 認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第31 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第31 認定第10号についての質疑を終結いたします。

これより提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長(望月光彦君)

日程第32 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしく願いをいたします。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は3問あります。

まず1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に学校教育の取り組み状況と評価について伺います。

令和2年の4月、南部町の教育振興に関し、国県の教育施策や第2次南部町総合計画との整合性を図る中で、南部町教育振興基本計画が策定され、令和2年度を初年度とし、令和5年度までの4年間で期間として、生涯学習や学校教育に関する取り組みが進められています。

また、計画の進行管理については、さまざまな取り組みの成果に関わる点検評価を客観的にできるように、PDCAサイクルを重視して、より効率的で効果的な教育の実現を目指すと言われています。

南部町の学校教育に関する計画の中で、生きる力を育むバランスのとれた学校教育の推進のために信頼される学校教育の取り組みとして基本目標が提言され、3つの基本方針が打ち出されています。

その基本方針を実現するために、具体的な施策として8つの項目について細かく取り組む内容が提案されています。

新型コロナウイルス感染症により、計画どおり取り組むことができなかったこともあったと思いますが、計画した施策の中で、令和4年度教育委員会の特別重点施策でもある次の内容について、これまでの取り組み内容と点検評価について伺いたいと思います。

1つ目は、子どもの生きる力につながるICT教育の推進、これは全国的に進めていることだと思います。2つ目としまして、ふるさと教育の推進、3つ目が地域と密着したコミュニティ・スクール、学校運営協議会事業の推進、4つ目としてあいさつ日本一の町への取り組み。これにつきまして町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

入月一巳教育長。

○教育長（入月一巳君）

望月憲之議員の質問に、お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理および執行について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとございます。南部町教育委員会では、教育に関する事務の点検及び評価報告書として、議会への報告と同時にホームページでの公表をしております。また、その一方で、年度毎の教育委員会方針をより確かなものとし、施策の焦点化を図るために、特別重点施策を設定しております。そして、この特別重点施策については、目標の達成度を高めるために、毎月開催する定例の教育委員会で、実施内容の確認、評価、そして検討を行っております。

以下、望月憲之議員から質問がありました、令和4年度教育委員会の7つの特別重点施策のうち4つの項目について、これまでの取り組みの内容と点検・評価についてお答えをいたします。

まず1点目の、子どもの生きる力づくりにつながるICT教育の推進についてですが、文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想が、新型コロナウイルスの流行により予定より早く、

各学校の情報通信ネットワーク整備と児童・生徒向け1人1台端末の整備が行われました。そして、令和3年度にはアカウント管理が容易にできるユーザー管理システムを導入、令和4年度には授業支援システムを導入しました。これらのことにより、教職員の端末から子どもの取り組みの様子が確認できたり、子ども同士が画面を共有できるようになり、より効果的な授業を行うことができるようになっております。本町のICT教育については、教育支援センターにICT担当の指導員が配置されていること、また、指導員のもとに、各学校の情報主任が定期的に研修会を開催し、問題点や改善すべき点などを協議し、その結果を各学校に還元していることから、ICTの活用頻度については、全国学力学習状況調査でも全国平均を大きく上回る結果となっています。昨年度末の教育委員による評価では、概ね順調に達成しているという評価でした。

今後は、ICTを活用した授業支援として、デジタル教科書やドリルソフト等、また、さまざまなツールが導入されてくると思いますが、これらをいかに効果的に利活用していくかが大きな課題だと思っております。

続いて、2点目のふるさと教育の推進についてですが、南部町教育振興基本計画では、基本理念を「広い視野を持ち、ふるさと南部を支える人づくり」とし、具体的施策の中でもふるさと教育の推進について述べています。

南部町のふるさと教育は、教育支援センターの特色ある南部町教育の事業として行っております。義務教育9年間を通して、体系化した南部町版ふるさと教育の冊子があり、それに基づきまして、各校とも年間の教育課程に位置づけて、実施・点検評価、そして改善を行っているところです。なお、この冊子の中には、「卒業証書をつくろう」という学習がありますが、この学習に長年携わってくださった手透き和紙の職人、宮本重男さんという方がいらっしゃいますけれども、実は10月6日に行われる福祉健康まつりで、特別感謝状が贈られることになっています。昨年度末の教育委員による評価は、「おおむね順調に達成している」でございました。今後は、学校教育のカリキュラムと社会教育のプログラムをいかに開発していくかが課題だと思っております。

3点目の、地域と密着したコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会のことで、この事業の推進ですが、学校運営協議会は、「地域と共にある学校」を目指し、平成28年度に南部中学校、そして令和2年度に町内のほかの3小学校に設置されました。令和5年3月現在、山梨県の公立小中学校の学校運営協議会設置率は31.9%、峡南教育事務所管内では26校中の5校のみの設置ということで、南部町教育の特色ある事業の1つとなっております。この協議会を通して、地域の声を教育活動に反映できたり、学校支援ボランティアの方が活躍して下さったり、学校と地域との相互理解を図る上で、協議会は大変効果的な機能を果たしております。

令和3年度の評価・改善の結果から、新たに各学校間の取組内容や運営方法などについて情報交換を行う、学校運営協議会の町としての全体会を設けたところです。このことにより、各校の運営協議会は、今一層、充実度を増しています。昨年度末の教育委員による評価は、やはりおおむね満足している、達成しているという評価でした。今後は、学校教育にメリットがあるばかりでなく、社会教育の充実にも貢献する、いわゆる学社融合の考えをいかに学校と地域社会でつくり上げていくか、このことが課題だと思っております。

4点目の、あいさつ日本一の町への取り組みについてですが、先ほどの3点目のところで述

べましたように、学校運営協議会、この令和3年度の各学校の議事録から、南部町内全ての学校で共通した話題となったのが、あいさつについてでした。そこで、令和4年度、昨年ですが、新たに特別重点施策に加えた項目です。

子どもたちのあいさつが、学校の中だけでなく地域にも広がる。地域の方も積極的に子どもたちにあいさつや声かけをしてくださる。そして、南部町全体にあいさつの輪が広がっていく。こうなれば、さらに明るく住みよい「一流の田舎町」に近づけるだろうな、こんな思いを特別重点施策に込めています。毎月やっております学校管理職会議、町内の校長と教頭の会です。この会で施策の浸透を図っております。町内の各種会合で施策の啓蒙をしてきました。

青少年育成南部町民会議では、のぼり旗や大型懸垂幕、あいさつ標語の募集などによる施策の意識づけ、先日新聞にも掲載されましたが、チャレンジデーでのあいさつを含む、特別賞受賞など、これまでさまざまな取り組みを行ってきました。令和4年度末の教育委員会による評価は、「おおむね順調に達成している」でございました。あいさつ運動の定着には、時間をかけた地道な取り組み、実践が必要だと考えております。より高みを目指して、今後も粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

以上、望月憲之議員の質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之君。

○2番議員（望月憲之君）

再質問させていただきます。

南部町の学校教育の取り組みの中で、ふるさと教育、あるいは学校運営協議会については、学校、教育委員会、教育支援センター、地域が連携して、南部教育が推進されているということがよく理解できました。

特に地域と密着したコミュニティ・スクール事業では、南部町民が持つ人の温かさが特色ある南部教育の形になっているのではないかなと思っております。

さて、再質問ですが、ICT教育はメリットがある反面、導入・運営をする上で教職員に負担がかかるのではないのでしょうか。南部町ではICT教育の推進について、教育支援センターのICT担当者と学校の情報主任が定期的に研修会を開催し、その中で協議されたことが各学校で情報共有されているということでもあります。

文科省の調査では、指導する教職員のITリテラシー、つまり理解する能力、操作する能力に格差があり、そのことによって児童生徒にICT活用の差が生じているとしております。

ICT教育を導入すれば、これまで先生の話の聞くだけだった受け身の学習から、子どもたち自身がネット等を通じて発見し、アイデアを出し、表現していくといった主体性のある学びが可能になります。しかしながら、その効果はICT教育に合った環境、あるいは指導する教職員のITリテラシーがあってこそ得られるものではないのでしょうか。ICT機器を導入したとしても、現場の知識やスキル、体制が整っていなければ逆効果になってしまいます。

一方で、教職員の働き方改革を推進していかなければならない中で、南部町においてはICT教育における教職員の負担増とITリテラシーの格差について、どう対応しているのか伺いたいと思っております。

また、あいさつ日本一の町への取り組みですが、回答にあるように、すぐに達成できるものではなく地道な実践が大切だと思います。学校への登下校時に、集団では大きな声であいさつできる子どもたちも、帰りに1人になるとなかなか声を出すことが難しくなるようです。

回答にありましたように、地域の皆さんに学校として取り組んでいることの周知を図っていくことが大切であると思いますが、人口減少が進む南部町において、子どもたちと触れ合う機会が少なくなっております。地域を巻き込んだ事例として、朝8時ごろ家の前に立って、子どもたちが登校する時に、おはようと声を掛ける、あるいは下校時間の3時ごろに合わせて声を掛けてもらうなどの83運動、こういったことの取り組みも効果があるのではないのでしょうか。

あいさつ日本一の町を目指す中で、地域や教育委員会の取り組みが目に見えやすいのですが、子どもたちのあいさつへの取り組みや達成状況について、どのように検証し翌年度への取り組みに生かしていくのか伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

入月一巳教育長。

○教育長（入月一巳君）

再質問、ありがとうございました。

再質問は2つありましたが、最初に質問のICT教育についてですが、先ほども言いましたけども、本町のICT教育については、教育支援センターにICT指導員を配置し、各学校の情報教育主任と常日ごろから幅広い分野においてICTに関わる情報交換会や研修会を開き、授業改善のための取り組みを行っております。

教職員の負担軽減とリテラシー格差是正のためにはこんなことをしています。9年間を見通した南部町版の端末操作リテラシー系統表を作成し、それを基に南部町全体で足並みを揃えて取り組んでおります。

また本年度は、インターネット上でやりとりができる町内教職員のクラスルームをつくり、互いの実践のやりとりや学び合いができる、そんな環境をつくっております。

ICTは新しい分野の教育ですので、導入初期は分らないことも多く負担もありましたが、最近では町全体の推進体制のもと、校長のリーダーシップと教職員一人ひとりの意欲的な取り組みにより、リテラシー格差や負担感は少なくなってきました。

今年の全国学力学習状況調査でも、教職員向け調査に、ICT機器の使い方を学ぶために必要な研修の機会がありますか。また、ICT機器の活用に関して十分に必要なサポートをあなたは受けられていますかという質問に対し、「ある」「受けられている」という回答が本町では100%でした。これも全国平均を大きく上回る数字です。

議員のご指摘のように、ICTを有効に活用し、学習者が主体となる個別最適な学びと共同的な学びを目指し、教育委員会の特別重点施策の1つでもあります子どもの生きる力づくり実現のために、これからも教職員の負担感やリテラシー格差をその都度確認をしながら継続的に見守り、評価改善を続けてまいりたいと思います。

次に、2つ目の再質問、あいさつについてですけれども、あいさつ日本一の町を目指す中で、地域や教育委員会の取り組みは目に見えやすいが、子どもたちのあいさつへの取り組みや達成状況について、どのように検証し、翌年度への取り組みに生かしていくのかという質問でした。

教育委員会がその年の施策を点検評価していると同じように、各学校でもその年度の目標について学校評価を行い、内容を点検検証しながら翌年度につなげています。

町内4校のあいさつについての昨年度の学校評価は、4は「良い」、3は「大体良い」、2は「あまり良いとは言えない」、1は「良くない」の4段階評価で、4校の平均は3.6でした。各学校とも評価結果を分析考察し、本年度の活動に生かしているところです。

あいさつ運動やあいさつジャンケン、あいさつビンゴ、委員会活動を通じた実践など、各校とも工夫した取り組みを行っています。教育委員会としてもあいさつの取り組みを見守りながら、学校発あいさつ号の発信を目指し、いろいろな場で奨励・称賛し、あいさつ運動を推進していきたいと思います。

なお、望月憲之議員の話の中に地域を巻き込んだ良い事例の紹介をしていただきました。現在、小学生の下校時刻に合わせて地域の方に見守りのお願いをしているところですが、あいさつの輪をより広げるために、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上、望月憲之議員の再質問の答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

○2番議員（望月憲之君）

ありません。

○議長（望月光彦君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

2つ目の質問ですが、少人数教育の推進と県事業の活用について伺います。

南部町では、少人数教育については、山梨県の中でいち早く25人学級を導入し、子どもたちにとってきめ細かい指導と支援が行われています。山梨県においては、一人ひとりの児童生徒に対応したきめ細やかな指導の充実を図るため、令和3年度から小学校1年生、令和5年度から小学校3年生まで25人学級を導入してきました。

教員1人が受け持つ人数を少なくすることで、一人ひとりの子どもに向き合った質の高い教育を提供するための取り組みとして、今後はさらに拡充していくと思っております。

そんな中で山梨県は、25人学級導入の影響が及ばない自治体が、より先進的で特色ある教育を支援する令和の山梨教育活動モデル推進事業費補助金を準備しました。本事業により、子どもの可能性を最大限に開花させ、地域の魅力向上に資することを目的としています。

南部町としましても、積極的に活用すべき事業だと思いますが、本事業をどのように活用し、子どもたちの教育支援につなげるのか伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

望月憲之議員の質問について、お答えをさせていただきます。

まず、小学校の学級編成の基準について、ご説明をさせていただきます。

国の基準においては、令和3年4月に施行された関係法令によりまして、令和5年度において4年生までが35人学級となり、令和7年度までに段階的に6年生までの1クラスの人数を35人にするとされております。また、山梨県では、以前から少人数学級に取り組み、国を上回る基準で行っておりまして、令和3年度には小学1年生の25人学級を実施し、現在では3年生まで25人学級としております。

少人数教育のメリットにつきましては、県の少人数教育推進検討委員会の報告書によれば、25人学級では、教員が児童とコミュニケーションの充実を図ることができ、児童が教員や友達に自身のことを伝えやすい環境が作られることや、個々の児童の学習やつまづき、ノート記述に対する状況把握や指導・助言に時間をかけることが可能となり、きめ細かい指導ができることなどが挙げられております。

本町におけるクラス編成を見ますと、市町村合併以降、栄小学校、旧富河小学校、旧万沢小学校では、1学年に復数学級を編成したことはなく、睦合小学校においても、平成28年度以降は編成されていません。そのような状況下においては、少人数教育が行われ、きめ細かい指導がなされてきたということが出来ます。

一方、極端に学級の児童数が少ない場合には、教育上のデメリットも増えると言われております。栄小学校においては、本年度から複式学級が発生しておりますが、複式学級は教員が複数の学年を受け持つことになりまして、教員の指導技術が要求され、また負担も大きいことなどから、町では町単独で教員を採用し、複式学級を解消しているということでございます。

今年7月に県で制度化された、令和のやまなし教育活動モデル推進事業は、県で推進している25人学級の導入の影響が及ばない市町村が、特色ある教育活動事業を行う場合に補助する事業となります。事業メニューといたしましては、1つ目として、ICTを活用し、自立学習の育成を推進するイェナプラン的教育、2つ目として外国語教育、3つ目として地域の課題の解決能力の育成を目的とした探求型教育、そして最後に4つ目として地域の特色を生かした交流を行うことで自己肯定感の育成をする山村留学、の4つの類型が用意されております。

当初から25人学級の恩恵が受けられない本町においては、児童数が少ないがゆえに、先ほど申し上げたような複式学級解消のための教員の人件費等について、今までも財政支援を求めてきたところでございますが、支援の内容は違いますが、今回、実現した形になります。

それらを踏まえて事業の取り組みですが、先ほど提示した事業メニューにつきましては、本町においては、今までも財政支援を受けずに実施してきました。例示をいたしますと、教育支援センターへのICT指導員の配置、外国語指導助手ALTの採用、ふるさとカルタ作成や中学生のふるさと探訪の実施、そして青森南部児童交流会の開催などでございます。

しかしながら、当該事業補助金につきましては、これらの事業を複合的に実施することができないこともあり、今年度については、外国語教育推進事業に充当すべく、県に申請をいたしているところでございます。

小学校における外国語は、5・6年生は教科として、3・4年生は外国語活動として教育課程に位置づけられており、外国語指導助手ALTは、英語専科教員とともに、町内の3小学校を巡回して指導をしております。

また、特色ある南部町教育として、教育支援センターでは、英語専科教員とALTを講師に、1・2年生を対象に「英語で遊ぼう」という事業を実施しております。補助事業の事業実施期間は、10月から2月まででありまして、当該期間のALT派遣委託料に対し補助率3分の2相当の151万7千円を今回の補正予算で歳入予算計上をいたしまして、財源の組み換えを行うものでございます。

本事業につきましては、2カ年実施される予定であるため、来年度に向けてなお一層推進できるよう検討していきます。

以上、望月憲之議員の質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

少子化が進む南部町におきましては、学校が統合しても25人にならない場合が出てくると、こういったことが現実であります。一つの小学校についても検討する時期がだんだん近づいているのかなと思います。

こうした中で、南部町としては複式学級の解消、ICT支援員の配置、ALTの採用など、少子化への対応としてさまざまな取り組みを行うなど努力している状況が伺えます。

今回の県の事業では、外国語教育推進事業に充当する申請をしているとのことですが、本事業を2年間実施する間に、小学校だけではなく、保育所、幼稚園、あるいは小学校、中学校の連携した英語教育等につなげるための準備と授業展開を図ることで、南部町において一貫した英語教育推進につながるのではないかと思います、町の考えを伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

再質問についてお答えをさせていただきます。

小学校における英語教育は、先ほど説明をさせていただいたとおりですが、中学校におきましては各学年で週4回、年間で140時間、英語科の教員と南部中学校専属のALTが授業を行っているところでございます。

小学校、中学校とも学年ごと決められた年間の指導計画、いわゆる教育課程に基づき、授業が行われております。

一方、令和5年度、6年度が事業期間となっている今回の、令和の山梨教育活動モデル推進事業につきましては、小学校で行う事業に限られたものではなく、例えば未就学児を対象とした事業展開も補助対象になるということを、県の教育委員会に確認が取れているところでございます。

つきましては、当該事業の推進事業を実施する中で、現在行われている小学校の英語教育を踏まえながら、望月議員が言われるように、保育所等から小学校へスムーズに移行できるような連携のあり方と授業内容を、子育て支援課等の関係課と、今後検討していきたいと考えてお

ります。

以上、望月憲之議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

○2番議員（望月憲之君）

ぜひ積極的に進めていただきたいなと思います。

○議長（望月光彦君）

よろしいですか。

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に3番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、3つ目の質問ですが、特色ある幼児教育の推進について伺います。

第2次南部町総合計画の中で、幼児期は子どもたちにとって大切な時期であり、健やかな心身の成長を支えるため、幼児教育の充実を図るとしております。

また、南部町教育振興基本計画では、義務教育の9カ年を見通した教育を展開するために、保育所、幼稚園、小学校と、円滑な接続ができるように、また各ステージの接続を重視した情報交換や指導方の交流を通して、子どもたちの学びと成長を一貫して支援するとしております。そこで、南部町における具体的な幼児教育の取り組みについて伺います。

また、南部町の特色ある幼児教育の1つとして、幼児期から英語活動の楽しさを喚起するような取り組みを導入することで、英語に早く慣れることができ、グローバル化の時代にふさわしい人材の育成や、小学校英語の教科化への対応ができるのではないのでしょうか。

GIGAスクール構想により、タブレット端末の利用が進む中で、実施された全国学力テストでも英語は低い正答率であり、特に話すことが12%と低い結果になっていて、実践的な英語を身につけさせるための有効な指導法を検討する必要があります。

社会の国際化が急速に進んでおり、世界で活躍する若い人材を育てることは大切であり、文法上の小さなミスより、楽しく外国の人たちとやりとりできる力を伸ばすことが大事ではないのでしょうか。

厚生労働省管轄の保育所では取り組みに難しいところもあるでしょうが、休みの時間に英語に慣れるような取り組みやタブレットを利用した取り組みが必要ではないのでしょうか。

小さな町だからこそできる英語の幼児教育導入について伺います。

○議長（望月光彦君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

望月憲之議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、今回の一般質問につきましては、町長に対する通告ではございますが、小学校の英語教育との関連性が高いことから、学校教育課で回答させていただきますので、ご了承いた

だきたいと思います。

まず、小学校における英語教育の状況について説明いたします。小学校においては、平成14年度に総合的な学習の時間が創設され、この中で町内の小学校においても英語活動を行ってきました。平成23年度からは高学年で外国語活動が必修化され、令和2年度からは中学年での外国語活動と、高学年での教科、英語科としての外国語が実施をされているところでございます。本町では、現在、英語専科の教員とALTが、先ほど申し上げたように町内3小学校を兼務し、中学年である3・4年生には週1回、高学年である5・6年生には週2回の授業を行っています。また、このほかに教育支援センターでは、1・2年生を対象に、英語で遊ぼうという事業を学期に一度開催をし、英語に親しむ機会をつくり、中学年へのスムーズな移行を図る教育を推進しているところでございます。

次に、幼児の英語教育の現状についてですが、子育て支援課に確認したところ、町立保育所においては、BGMとして英語音楽を流す程度で、積極的な取り組みは行っていないというところでございます。町立保育所以外の近隣の保育所や幼稚園では、外国人講師を招き、英語活動を実施しているところもあると伺っています。

今後の本町の取り組みについてですが、令和2年度から実施された小学校での英語教育の充実を図るため、必要な保・幼・小の連携を推進していきます。小学校と保育所・幼稚園の管轄が違うため、学校教育課と子育て支援課が情報共有を図り、発達段階に応じた必要な幼児の英語教育を検討していきたいと思います。具体的には、先ほどお話をさせていただいたような、現在1・2年生で行っている英語であそぼうの事業のように、歌や遊びを楽しみながら、英語に慣れ親しむという体験を幼児時期に行うことは、小学校からの外国語活動や英語教育へのスムーズな移行につながるとの観点から、外国語指導助手のALTや外国語指導員を講師として保育所等に派遣することなどを検討していきたいと思います。

なお、タブレットにつきましては、小中学生についてはGIGAスクール構想により1人1台端末が整備され、現在、英語教育においても活用されているところでございますが、幼児教育においては、タブレットやアプリケーションを利用した教育を行うことについては、目的や効果、それに対する費用を、今後検討する必要があるため、現在のところ考えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上、望月憲之議員の質問のお答えといたします。

○議長（望月光彦君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

英語を学ぶ上では、できるだけ早い時期に、慣れることから始めることが大切であり、日本人の誰もが日本語を話せるように、幼児期から英語に慣れることで英語を身近に感じ、聞き、話すことができるようになると思います。ぜひ英語で遊ぼうなども進めていただきたいと思います。

それから保育士の負担増にならないように、子どもが楽しめるような内容を検討し、南部町ならではの英語に触れ合う機会をつくって、保護者に特色ある教育を提案していただきたいと思います。

また、予算面では、今度、万沢小学校を活用する予定の企業などと連携した取り組みもいいのではないかなと思います。

実際に、山梨市のほうでは、公立保育園英語幼児教育事業というものを実践しております。こういったところの情報もしっかり取りながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月光彦君）

一般質問の質問と回答の時間を含めて40分ということでございまして、今ちょうど40分のブザーが鳴りました。

本来ですと、ここで答弁があるわけですが、こういうルール決めがありますので、今回答弁はなしという形にさせていただきたいと思います。ルールに従いますのでよろしくお願いをいたします。

望月憲之議員、どうもご苦労さまでした。

次に、10番、仲亀佳定議員の質問を許します。

10番、仲亀佳定議員。

○10番議員（仲亀佳定君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

シルバー人材センターの現状と支援強化につきまして、お伺いいたします。

シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者を会員とし、地域社会に密着した仕事を提供しています。シルバー人材センターで働く会員の皆さまは、自分の住んでいる地域の役に立つ仕事をする事で、地域社会に貢献し、まさに生涯現役で頑張っておられます。

私も、空き家の家主さんからの室内外清掃の相談に、シルバー人材センターを紹介していますが、格安で丁寧な仕事がしてもらえて大変ありがたいとの評判です。これからも利用させてもらおうと思っております。

会員の皆さまは大変お元気で、楽しみながら仕事をされている様子です。しかし、南部町内での仕事が少ないため、他町で就業していることが多いとお聞きいたしました。シルバー人材センターが会員の就業先を確保し、安定した運営を続けていくためには、公共関係の受注拡大が必要であると思います。

そこで、峡南シルバー人材センターの本町の会員数、令和4年度の公共・民間の契約件数、契約額などの事業概要について、町が把握している内容をお知らせいただくとともに、地域での就業機会の確保には町の積極的支援が必要だと考えますが、支援強化に対する町の考え方を伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

仲亀佳定議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、仲亀佳定議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問の、峡南広域シルバー人材センターにつきましては、峡南5町で構成され、鯉沢公共職業安定所や関係方面のご指導、ご協力をいただきながら、高齢者に就業機会の確保・提供を行い、地域社会の福祉の増進と活性化に寄与することを目的に、高齢社会を担う拠点施

設として、請負・委任契約の受託事業とともに労働者派遣事業や職業紹介事業にも取り組んでおります。併せて公益社団法人として、高齢者の就労環境の向上を目指し、公益性の高い事業展開を推進し、地域のニーズや会員の希望職種を詳しく把握しながら、多くの会員に就業機会を提供するよう努めております。

一方で、シルバー事業の基本理念である自主・自立・共働・共助のもと、役員および会員が一丸となって、地域でのボランティア活動の展開を通じ、高齢者の能力を生かした活力ある峡南の地域づくりに貢献しようとして努めているところでもあります。

議員ご質問の南部町の会員数および公共・民間の契約件数、契約額についてですが、ともに令和4年度末で、会員数につきましては、男性28名、女性20名、合わせて48名の皆さまに会員登録をいただいております。公共・民間の契約件数および契約額につきましては、公共事業で契約件数が8件、就業延人員が428人日、契約額が192万2,769円で、民間事業につきましては、契約件数が一般企業と個人家庭を合わせて107件、就業延人員が309人日、契約額は、301万6,163円となっております。

町の支援強化に対する考えであります。町からの事業発注の拡大につきましては、これまでも、関係団体や峡南広域シルバー人材センターからも要望がありますので、町といたしましても常に峡南広域シルバー人材センターの現状把握に努め、町有地や公共施設の草刈り、草取り、清掃業務など、臨時的かつ短期的または軽易な業務につきましては、これまで同様に当センターへ委託発注してまいりたいと考えております。

町内にあります業種を同じくする事業者との兼ね合いもございますので、すぐには公共事業発注の拡大に繋げることは難しいと考えますが、企画課、産業振興課、建設課など、役場内の他の課との連携により、さらなる公共事業発注の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

10番、仲亀議員。

○10番議員（仲亀佳定君）

再質問ではありませんが、もしお分かりでしたら、他町の契約件数、ならびに契約額を教えてくださいいただければと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（望月光彦君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

少し時間をください。

○議長（望月光彦君）

事前に通達していただくと助かります。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは今、ご質問がありましたけれども、分かる範囲内ということで、他町の様子をお答えをさせていただきます。5町で峡南広域シルバー人材センターがありますけれども、昨年度、令和4年度の発注額、市川三郷町が、これは公共事業のみですけれども、1,602万6,736円、富士川町2,259万7,679円、早川町が207万2,124円、身延町が4,

163万8,100円、南部町が192万2,769円というような内訳になっております。

○議長（望月光彦君）

よろしいですか。

○10番議員（仲亀佳定君）

ありがとうございました。町長のこれからの支援強化について、手腕を期待していますので、よろしくをお願いします。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

確かに5町の中では、南部は非常に少ないですね。シルバー人材センターに各5町がそれぞれ出資金を出していて、私も時々その会議にまいります。やはり極端に、早川町もですが南部は少ないです。身延町が大きな金額がありました。それは、大きな事業があったときには、そこに投入するという形でやっているということです。

例えば南部町で一番手短で言えば火まつりがありますが、あのやり方も、職員だけがやるのではなくて、例えばシルバー人材センターにできることはお願いするという、そういう方式に持っていこうかなと思っています。

今のことを頭に入れておきますから、機会があれば発注するというつもりでおります。

○議長（望月光彦君）

以上で、仲亀佳定議員の一般質問を終了いたします。

○議長（望月光彦君）

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

私からは、職員の意識高揚、組織の活性化および発展につながる職員評価の取り組みについてお伺いいたします。

頑張った職員を評価し、モチベーションの向上につなげ、いきいきとした職場環境を整えていくことは、職員にとっても町民の皆さまにとっても大切なことだと思っています。

人事に関しては、民間企業に比べ公務員の場合はその自由度が少なく、より慎重な対応が求められていると認識していますが、町の組織としてその能力を最大限発揮していくためには、自由度に幅を持たせていくことも重要だと考えています。

組織を挙げて職員一人ひとりを大切にするとマネジメントを実践し、職員自らのやる気を引き出していくことが大切だと思っています。

町長は、職員が持っている能力を遺憾なく発揮するための適材適所への配置、頑張った職員の評価についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えいたします。

本町の職員評価の取り組みといたしましては、平成28年度より人事評価制度を実施しております。実施するにあたりましては、はじめに、全職員を対象に意識調査を実施いたしました。その後、検討委員会を開催し、全庁的な広がりや合意形成の下で、南部町の将来を培うにふさわしい職員を育成するため、南部町独自の人事評価制度を策定いたしました。

この人事評価制度は、能力評価と業績評価の両面から評価することで、職員が自己の能力レベルを知り、能力開発に役立てること、適材適所の人事配置により組織として最大の効果を得るとともに、職員の意欲増進を図ること、さらに人事評価制度を組織の人材育成と密接に関連させ、評価結果を効果的に人材活用に反映させることを目的としております。

能力評価は、主に職員の日々の職務行動や保有能力、知識・技術を評価するもので、潜在的な能力を評価するものだけではなく、その職に期待し求められる能力に対し、職務上とられた実際の行動をもとに評価をいたします。

業績評価は、あらかじめ設定した目標に対する結果やプロセスを評価するものです。具体的には、年度の当初に町長から事業の方針・目標の提示を受けた後、職員がそれぞれの役割に基づいた目標を設定し、課内で目標の妥当性について協議した上で決定し、年度末において当該年度の評価を確認しております。

また、本町の人事評価制度は、評価対象者に応じて「能力評価」と「業績評価」の組み合わせのウエイトを変えております。若手職員や中堅職員は、これから組織に貢献することを考慮して、伸ばしていくべき能力に着目し、能力評価に重点をおいた評価となっております。

一方、管理者層については、これまでに培われてきました能力を発揮して、それぞれの職務を適切に執行し、業績を上げることで組織に貢献しているかどうかに着目されます。このため、管理者層においては業績評価をより重視した人事評価を実施しております。そのため管理職においては、毎年、期首と期末の年2回、町長との人事評価面談を行っております。

このほか今年度につきましては、先ほど、町長の行政報告でもありましたが、町長4期目就任後の6月から7月にかけて、新採用職員を含めた全職員との町長面談を行いました。面談終了後の若手職員と話をいたしますと、人事を含む仕事に対する要望から私生活のことまで、さまざまなことを聞いていただいたと話しておりました。

このように毎年ではありませんが、就任時などの節目の年に町長と若手や中堅職員との面談機会を設けておりますので、普段、あまり話す機会の少ない若手職員の適材適所への配置、人事評価制度に基づいた評価等、町長も理解した上で適切に行われておると思っております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、総務課長の答弁、非常によかったと思います。これからは、職員的能力、実績を客観的に、そして公正に判断し、落とし込んでいくことは非常に大切なことだと思っています。

再質問は、評価のフィードバックについてお聞きしたいと思います。

将来を担うにふさわしい職員育成およびモチベーションアップのための人事評価制度を機能させるためには、評価する側とされる側の意思疎通が何より大切だと思っています。

回答の目標設定時、課内協議の詳細、年度末評価の職員へのフィードバックがどのように行われているかお伺いいたします。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡辺雄治君）

望月小五郎議員の再質問にお答えいたします。

人事評価制度は目標設定、期首面談、期中面談、期末面談の順に進みます。

目標設定は、新年の仕事始め式や4月の年度始め式の際に、町長からいただく訓示、議会や管理職会での発言、さらに今年度は4月に町長選挙が執行されましたので、その際の施政方針等を通じて、各課長は町長の町政方針を理解し、町全体の計画目標を把握した中で各課で協議し、当該年度の目標を設定いたします。

その設定目標は、4月に行われる町長と課長による期首面談の際に確認し合い、決定いたします。決定された課内目標は、課員全員の統一した目標となり、その目標に対して、課員一人ひとりが個々の役割に基づいた目標を定めます。個々の目標に対しましては、課長が課員と1対1の期首面談を行い、業務内容を確認しながら話し合いにより、その人の役職に応じた業務目標を決定いたします。

期中面談では、期首面談で定めた目標の進捗状況等を課長と課員で確認し合い、状況変化で目標の変更が必要な場合は修正し、問題があれば助言等をいたします。

期末面談は、評価を行った課長から能力評価と業績評価の評価結果、その評価を行った根拠などを1対1で説明し、疑問点や納得できないところがあれば話し合い、確認し合意を図ります。課長の評価は町長、教育委員会は教育長が行います。その際には課員の評価シートを提出し、確認を得ます。

期末面談は、ただ単に評価の場ではなく、評価を実施することにより、職員のあるべき姿、期待される行動が明確になり、職員一人ひとりが目標とする町民から求められる職員像への認識を共有し、職務行動を振り返ることができます。

そのことによって、自身の強みや弱みを把握し、必要な能力を整理するとともに、自律的に仕事に対する意欲と能力を向上しようと努めることにつながることを期待できます。

組織としての観点からは、評価過程における指導助言により、必要な人材の育成が図られることとなります。

町ではこの人事評価制度を職員がより深く理解するため、毎年講師を招いて評価者と被評価者に分け、それぞれ年2回の人事評価制度研修を行い、適切な評価につなげ、組織全体の能力向上につながる制度運用を目指し実施していることを申し添え、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（望月光彦君）

総務課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

自分も前職で管理職をやっていて、職員育成、職員のいいところを引き出して業績につなげていくということが一番難しいと本当に思いました。今の課長さんの答え、非常に理にかなっていて、そこを一つひとつ着実に実行して行ければ、職員も非常にやる気が出てきて、成長してくれるのではないかと思います。

またお答えにありました、6月から7月に、町長が全職員から直接話を聞いたということでは、職員は非常に勇気づけられたと思います。町民の皆さんからも、以前に比べて役場が明るくなった、非常に職員の対応がよくなったと、お褒めの言葉をいただいています。

こういうことに関して、町長さんの何か考えがあってやっているのならお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（望月光彦君）

町長。

○町長（佐野和広君）

この問題は、課長が今話をしましたように、やっぱり一連の流れです。こういうことをやっているということ、皆さんにお伝えしたかったことです。町長職をやって一番重要視しているのは、1つは施策、町をこういう方向に持っていくという、それを期首面談などで全部職員に話をするわけですね。ただ問題なのは全て職員が同じレベルではないことです。そして南部町は行革をやってきました。人数が少ないですね。1人欠けますとそれこそ人事が大変なんです。

私は4月にスタートしますと、まず6月に果たしてこの人事でよかったのかという一覧表を作ります。そして9月には第2回目をやります。そしてさらに12月で、大体これでいいのではないかという結論を出すのですが、やはりそうはいいましても、年が明けてもう一度見直し、最終的には4回の人事評価をします。そこで職員がちゃんとついてきてくれればいいのですが全てそうではありませんから、そこをいかに各課のバランスを考えながらやるか。それが一番頭が痛いところです。

ただ言えることは、この間の火祭りの後片付けではありませんが、職員は本当に一生懸命やりますから、いいところはどんどん伸ばしてあげたい。そういう気持ちで常におります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

町長の答弁が終わりました。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

職員の力を伸ばして、将来の町を背負って立てるような人間に育ててもらいたいと思います。それを要望して、第1問目の質問を終了いたします。

○議長（望月光彦君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2番目の質問は、町民の皆さまの生活に直結している物価高騰に対する支援策について、町の考えを伺いたいと思います。

急激な物価高騰が、家計に影響を与えています。長期にわたったコロナウイルス感染症の影響・原油価格を起因とした物価高騰が町民の皆さまの生活に重くのしかかっています。

国や県からいろいろな経済支援事業が打たれていますが、町としての経済支援対策の考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、物価高騰に対する支援についてお答えいたします。

望月議員のご指摘のとおり、コロナウイルス感染症による世界的な経済の停滞や、ロシア、ウクライナ情勢等によって引き起こされた物価上昇等は、町民の皆さまの生活や事業所運営に大きな影響を及ぼしました。

この状況への対応として、国の交付金等を活用し、全国の自治体はさまざまな施策を実施してまいりました。本町においても、令和2年5月に全町民を対象に10万円の定額給付金を給付、それ以降、がんばろう商品券を4回実施し町内経済の活性化を図るほか、水道料の6カ月間無料化を3回実施するなど、各家庭、事業者が自力を高めるための支援対策を実施しております。さらに、子育て世帯や低所得世帯への支援も併せて実施しておりますし、本年1月には「ほっとホット給付金」として、全町民対象に3万円を給付しております。特にこの給付金は、他の自治体には決断し難い、町単独の財源を緊急で充当しての生活支援対策であり、町民主体の行政を加速させたものであります。

また、本年度6月補正予算においては、議員の皆さまのご承認をいただく中で、法人、個人事業者へのエネルギー等価格高騰対策や、運送事業者への燃料価格高騰対策等の給付金事業を実施させていただき、その申請受付については、現在も行っております。

このように、財源を有効活用し、本町の実情に合った対策を的確に実施しておりますので、各家庭に置かれましても、少なからずこの局面を乗り切る準備はできているものと理解しております。

現在、国の助成減額や円安の影響によるガソリン等の価格高騰が勢いを増しておりますが、逆に、町民の皆さまの外的消費の差し控えや、町内、地元消費を促進するには好機と考えることもできますので、ぜひ、商工会を中心とする事業所の皆さまには、町内経済の活性化に向けての活動に、今まで以上に注力していただきたいと思っておりますし、期待をするところであります。

今後、さらに国による予算割り当てが実施される場合においては、庁内で十分に協議検討し、本町の実情に対する最善の対策を速やかに実施できますよう、議員の皆さまのお力添えをお願いしたいと思います。

以上、望月議員へのお答とさせていただきます。

○議長（望月光彦君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、課長のお答にありましたように、この苦境を地元消費の好機ととらえて、商工会を中心に町内経済の活性化につなげていくことは、非常に大切で重要だと思っています。

昨年9月の一般質問の町長の回答に、いろいろな施策を検証し、場合によっては国の交付金に頼らず、町の財政調整基金で支援も検討していきたいという回答がありました。

商工会の活動を後押ししていくような、町単独の支援策の検討を提案し、私の一般質問を終わりたいと思いますが、もし町長さんに何か支援策があれば、お願いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

今までいろいろやってまいりましたけれども、かといってそれが皆さんの生活に直結したかどうか、それは疑問なところがあります。

そして、まだまだコロナウイルスが相当蔓延しておりますし、いろいろところで弊害が出てくるかもしれません。そのときに、やはり町民が非常に大変だなどという思いがあれば、それは先ほど課長が言ったように、やはり庁内会議をして、できることは協力していきたいと思えます。ただしやはり先ほど言ったように、商工会等が何とかするんだという、そういう気構えを持っていただければ、われわれも後押しをする。それがやはりお互いのためになるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（望月光彦君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第33 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、週明け11日、月曜日には、文教厚生常任委員会、12日、火曜日には、総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は、2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださるよう、お願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。
議員は、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時23分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月8日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 0 日

令和5年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和5年9月20日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	望月郁夫	6番	木内秀樹
7番	遠藤高芳	8番	高橋茂広
9番	遠藤光宣	10番	仲亀佳定
11番	小泉昇一	12番	望月光彦

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

2番	望月憲之	3番	望月小五郎
----	------	----	-------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（1名）

企画課長 杉山一陽

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開議 午前 9時00分

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 望月憲之議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

〈現地視察〉

○議長（望月光彦君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、22日、金曜日、午前9時30分より、3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午前10時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月20日

南部町議会議長

望月光彦

会議録署名議員

望月憲之

会議録署名議員

望月小五郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡辺正樹

令和 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 2 日

令和5年第3回南部町議会定例会（第3日目）

令和5年9月22日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第3 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第68号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第69号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第70号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第71号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第72号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第73号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第74号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第17 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 認定第 7号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第24 認定第 8号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第25 認定第 9号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第26 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第27 議案第80号 財産の無償貸付について
 日程第28 発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 日程第29 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発委第 1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 芦澤潤一郎	2番 望月憲之
3番 望月小五郎	4番 塩津悟
5番 望月郁夫	6番 木内秀樹
7番 遠藤高芳	8番 高橋茂広
9番 遠藤光宣	10番 仲亀佳定
11番 小泉昇一	12番 望月光彦

3. 欠席議員(0名)

4. 会議録署名議員

4番 塩津悟	5番 望月郁夫
--------	---------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	入月一巳
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
会計管理者	渡辺幸博	総務課長	渡辺雄治
企画課長	杉山一陽	財政課長	遠藤一明
税務課長	仲亀哲也	交通防災課長	金井貴
子育て支援課長	岡村忠	福祉保健課長	近藤利成
住民課長	若林安彦	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	遠藤成
デイサービスセンター所長	望月裕司	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

○議長（望月光彦君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、先週の各常任委員会での慎重な審査、また20日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

初日にも申し上げましたが、今定例会は昨年度の事業実績、行政成果を判断していただく機会であり、その審査、検証は膨大で大変なものであったと思われまます。

執行部の皆さまには、評価されるものは継続を、改善すべき点の検証・見直しを図り、今後の行政運営に努めていただきたく思います。

また、現地視察では、当初の想定以上に躯体の劣化していた旧万沢小学校の修繕の様子を確認いたしましたがおおむね順調な進捗状況でありました。住民の思い入れ深いこの小学校が、将来に向け有効に活用されることを強く願います。

それでは、本日が最終日になろうかと思いますが、円滑なる議会運営に、格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、令和5年南部町議会第3回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（望月光彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 塩津悟議員および5番 望月郁夫議員の両名を指名いたします。

○議長（望月光彦君）

文教常任委員会に付託いたしました、日程第2 請願第2号に関しての、委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長、審査報告をお願いいたします。

遠藤高芳議員。

○文教厚生常任委員長（遠藤高芳君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について、9月11日、午後1時40分より、南部町役場本庁舎2階大会議室において慎重に審査いたしました結果、少子化が進行する状況の中で、複雑化、困難化する課題を抱える学校現場において、子どもたちが一定

水準の教育を受けられるための教育環境の整備は極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の報告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第1号については、採択することに決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

次に、常任委員会に付託いたしました、日程第3 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定から、日程第26 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの24件を一括議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 仲亀佳定委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（仲亀佳定君）

それでは、総務建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和5年9月12日、火曜日に開会し、午前9時から午後2時25分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長の私、仲亀佳定、木内秀樹副委員長、遠藤光宣委員、塩津悟委員、芦澤潤一郎委員、望月光彦議長。

執行部からは、産業振興課・農業委員会、建設課、交通防災課、財政課、企画課、税務課、総務課、議会事務局の、各課長、局長および担当職員が出席しました。

お手元に配付のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第67号から認定第10号までの11件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、産業振興課・農業委員会です。

2ページ、議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）歳入はじめの、
問 ツキノワグマについて、これまでどのくらいの目撃情報があって、どのような被害があったか。

答 被害ということでは、上佐野の天子養魚場だけですが、福士地区・大和・中野・佐野・万沢・徳間などから目撃情報が寄せられており、その都度FM告知放送による注意のお知らせをしています。

次に歳出から、3ページ、2つ目の

問 山水徳間の里管理費、17節備品購入費では、町産材を使用することだったが、何の木を使うのか、またPRして販売することも考えているのか。

答 杉を使用します。また、財源としては森林環境譲与税を活用したいと考えております。道の駅とみぎわの国道沿いに設置してあるものがそうです。評判が良ければ販売ということもあろうかと思いますが、現段階では集客のあるところで見いただくことを考えております。

次に、建設課です。

6ページ、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出3つ目の
問 70ページ、10款災害復旧費、3項応急災害復旧費、1目災害復旧事業費の、12節委託料と14節工事費請負費について、内訳等の説明を。

答 12節委託料の管理委託は10件で、台風15号により押し出された土砂の撤去作業の委託です。測量委託は楮根川の測量です。14節工事請負費は、陵草地内の用悪水路・林道小倉線、町道坂本鯨線の土砂撤去です。

次に、事務費概要から、7ページ、下から2つ目、

問 41ページ、町営住宅管理について、各住宅の入居内訳と空き家の耐震補強については。

答 内船団地6戸、中村団地8戸、北坂団地9戸、越渡2戸です。耐震に関しては対策をしていません。北坂団地では2戸整備して入居可能となっており、安全に貸し出しができると思います。内船・中村・越渡団地については、退去の際には解体しております。

次に、交通防災課です。

8ページ、認定1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出はじめの、
問 55ページ、8款消防費、1項日常備消防費、1目非常備消防費、1節報酬について、新聞記事にも山梨が最低で、本町の出勤報酬は下位であった。待遇管理について考えを。

答 令和5年度3月議会において、団員報酬について条例を改正し、予算計上を行ったところですが、今後も前向きに段階的な改定を行いたいと考えております。出勤報酬について

は、新聞ではどのような出動に対しても一律で掲載されていましたが、出動の内容による支給基準に差があります。しかし、本町の額が平均的とは言えませんので、これにつきましても現在、他市町村の詳細を調査しているところであり、それを踏まえて団員の間に不公平のない状態であるよう検討しますので、しばらく期間をいただきたいと思います。

続けて、

問 現在の消防団員の定数は。また団の見直しも必要かと思うが、考えは。

答 現在の消防団員定数は420名となっています。人口が減り、団員確保が難しいことから、実数はここ数年、400名前後で推移しています。

現在、消防団は22部ありますが、団員確保は非常に厳しい状況です。今後は部の統合も必要になってくると思いますが、各区も関与してきますので具体的な時期につきましては未定です。消防団の維持のために、今後もさまざまな角度から検討してまいりたいと思います。

次に、財政課です。

10ページ、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の2つ目の

問 20ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入について説明を。

答 町で所有する普通財産等を貸し付けた賃料になります。富沢地区21カ所、南部地区26カ所です。ウェルシアと中野ローソンが占めるところが大きいです。

次に、2つ下の、

問 楮根の分譲地、内船の川沿いの分譲地について動きはないか。売出しても売れない場合は単価を下げるなどとはできないか。

答 現在は売り出しておりません。分譲地として買い手がつかない状況で、普通財産に戻して財政課で管理しております。単価を下げることは、周囲の土地単価への影響もありますし、町民の税金で購入した土地ですので、評価額以下での売買はあまり芳しくないと考えます。

次に、企画課です。

12ページ、議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）、歳出初めの、

問 15ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、14節工事請負費について詳細説明を。

答 1つは国道52号線沿い、万沢梅島入り口の時計モニュメント周辺の整備工事です。植え込み伐根、防草シートの敷設、一部舗装や、古い看板撤去等が工事内容になります。費用は135万円で、町単独工事です。

もう1つは、リバーサイドパークの整備工事になります。補助対象となる健康器具とともに、子どもの遊具を3基加え、付帯工事と合せて費用は894万円です。

次に、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入13ページ、3つ目の、

問 20ページ、17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却代金について説明を。

答 土地売却代金698万9,800円のうち、企画課が所管しているものが333万6千

円で、万沢富士見台に最後に残った1区画が売れたものです。

次に、税務課です。

15ページ、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入2つ目の、

問 固定資産税で、納税義務者が不明のような土地は町内にどのくらいあるのか。

答 土地に限ると、相続放棄または住所不定などで相続人不明等の案件が11件ほどあります。相続放棄をされている方については、戸籍調査等により、第1順位から第3順位まで承継者を追いますので、相当に時間がかかる作業となります。

次に、歳出、はじめの、

問 31ページ、2款総務費、2項徴税費の不用額601万3,864円の説明を。

答 最も多い不用額は1目税務総務費、22節償還金、利子及び割引料で、過年度の町税過誤納付の返還金です。納めた税額が多い場合は還付しますが、過年度の還付金については現年分から返すことができないため、この項目に計上しています。特に法人住民税は、予定納税により既に納めた税額と、確定申告により本来納付すべき税額に差が生じます。年度末時点で高額の還付が発生することもありますので例年予算は多めに計上しております。

次に、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

16ページ、議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）、歳出、

問 15ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目分庁舎費、10節需用費の修繕料36万5千円の説明を。

答 分庁舎浄化槽、水中ポンプ故障による修繕と、1階床、給茶機周辺フロアタイル張り替え修繕です。

次に、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2つ目の、

問 20ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2節情報通信設備貸付収入として、光ファイバーケーブル貸付収入が2,293万8,220円あるが、何年契約か、また契約更新時に金額を交渉することは可能か。

答 NTT東日本とのIRU契約による収入となります。契約は1年契約で、特段の意思表示がない場合は自動更新となります。

以上で、総務建設常任委員会の委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長、登壇願います。

遠藤高芳議員。

○文教厚生常任副委員長（遠藤高芳君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、令和5年9月11日、月曜日に開会し、午前9時から午後1時30分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、遠藤高芳、望月郁夫副委員長、小泉昇一委員、高橋茂広委員、望月小五郎委員、望月憲之委員、望月光彦議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター、税務課、教育委員会、子育て支援課、水道環境課、福祉保健課・デイサービスセンターの、各課長、所長および担当職員が出席しました。

お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号から認定第6号までの15件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案のとおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。報告書を用意ください。

はじめに、住民課・医療センターです。

3ページ下段、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、最初の、

問 16ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のマイナンバーカードの交付について、現在の取得状況と取り組み、また、近隣市町村の状況は。

答 取得状況等についてはシステム機構からの報告によるため、7月23日時点になりますが、南部町の交付率は81.48%です。峡南地区の平均は79.65%、県平均は74.82%です。峡南地区では、身延町に次いで高い交付率となっています。今のところ、庁舎外に出向いての交付の受け付けは考えておりませんが、今後は保険証の切り替えも予定されており、必要性から申請も伸びるのではないかと思います。

次に、4ページ中段、

問 14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、4節戸籍住民票等手数料中、コンビニ交付の取り扱い件数は。

答 住民票と印鑑証明書で合わせて281件ありました。

次に、教育委員会です。

6ページ、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、最初の、

問 30ページ、2款総務費、1項総務管理費、12目公共施設等総合管理事業、21節補償、補填及び賠償金の説明を。

答 総合会館の解体に伴う温泉施設の移設のため、なんぶの湯を休業する必要がありました。令和5年2月、3月分の休業補償金です。

次に事務概要書から、最下段の、

問 G I G Aスクール構想について、自宅にネット環境のない子どもに対して、町の支援等の考えは。

答 令和2年度からG I G Aスクール構想に取り組んでおり、1人1台端末が整備され、各学校で端末の持ち帰りを行う場合もあります。現在、ネット環境の整っていない家庭は1世帯となりましたが、学校と教育委員会から、目的や設置方法などを丁寧に説明して環境を整えてもらうよう働きかけていきます。

I C T教育全般においては、教育支援センターのI C T指導員が町内の先生方へのサポートを行い、連携して推進していきます。

次に、子育て支援課です。

7ページ、最初の、議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

問 現在は対象となる事業者がないとのことだったが、事業者が出てくる場合に備えての準備はしているのか。

答 前もっての準備はしていません。0歳児から2歳児を対象に5人以下の少人数の保育事業であり、認可申請があった場合、町は事業実施が可能な内容であるかを確認し、研修を実施します。

次に、中段の、議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

問 この条例が施行されることで新たに必要となること等はどのようなことか。

答 これまでも、どのような場合にどう対処するかという内規はありましたが、県が行う研修にも参加していましたが、この条例により、安全計画書の作成とそれに従った措置や研修訓練等を行うことが明文化されるものです。

次に、水道環境課・環境センターです。

9ページ、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、

問 44ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、12節委託料について、予算額に対して3分の1の不用額が出ているが理由は。

答 災害廃棄物処理計画の策定委託料の、入札差金が主になります。

次に、事務概要書から、はじめの、

問 32ページ、人口減少に伴う今後の水道政策について、給水量も減ると思われるが、令和6年度から公営企業会計に移行することもあり、できれば独立した会計になることを理想とするが、水道環境課としてこれからどのような政策を考えていくか。

答 一般会計からの繰り入れを行わずに採算を合わせるためには、使用料を倍以上にしなければなりません。急激な引き上げはできませんので、少しずつ料金の改定を行うとともに、敷設から40年を超える老朽化した水道管の取り替えなど、必要な事業の実施や維持管理においても、効率性を高めることで支出を抑える必要があります。策定した令和3年度から12年度までの経営戦略に基づき取り組んでいきたいと思えます。

しかし、水道料金については、庁内の協議とともに、水道委員会において検討していただきますが、物価の高騰による住民生活の状況から難しい議題となると思われれます。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンターです。

111ページ、中段、認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳

入最初の、

問 16ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金について、令和4年度収入済み額9,765万3,105円は、令和3年度の2,557万1,600円より大幅に伸びているが、その理由は。

答 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金4,543万9,979円と、前年度からの繰越分5,038万126円が例年にはない金額で増えている要因になります。

次に、12ページ、事務概要書から下段、

問 21ページ、コロナワクチン接種者が回数を重ねるごとに減っていて、5類移行後は、感染者数の把握はできないが、最近の接種に対する動向は。

答 ワクチン接種については、本人の判断するところが大きく、副反応等で次の摂取を抑える方もいます。ワクチン接種の良し悪しについては、町が介入できる部分ではなく、副反応等のデータ、注意書きを同封して本人に判断してもらっています。接種回数が増えること、5類感染症に移行されたことにより、どうしても接種者数が下がっています。

しかし、本町においては、接種手続きを自身で行う他市町村と違い、高齢者には日時を指定し案内していますので、接種率は県下でも高い状況です。

以上で、文教厚生常任委員会の委員会審査報告を終わります。

○議長（望月光彦君）

委員長報告が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

次に、日程第3 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての4件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第63号から日程第6 議案第66号についての討論を終結いたします。

次に、日程第7 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）から日程第15 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）までの、令和5年度補正予算9件について、一括で討議いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第67号から日程第15 議案第75号までの討論を終結いたします。

次に、日程第16 議案第79号 町道路線の認定について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第79号の討論を終結いたします。

次に、日程第17 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第26 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定までの、令和4年度歳入歳出決算認定10件についてを一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第17 認定第1号から日程第26 認定第10号までの討論を終結いたします。

○議長（望月光彦君）

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第3 議案第63号 南部町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第64号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第65号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第66号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第67号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第5号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第68号 令和5年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第69号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10 議案第70号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第10 議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11 議案第71号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第11 議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12 議案第72号 令和5年度南部町睦合財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第12 議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13 議案第73号 令和5年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第13 議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14 議案第74号 令和5年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第14 議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第75号 令和5年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第15 議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第16 議案第79号 町道路線の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第16 議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第17 認定第1号 令和4年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第17 認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18 認定第2号 令和4年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第18 認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第19 認定第3号 令和4年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第19 認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第20 認定第4号 令和4年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第20 認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第21 認定第5号 令和4年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第20 認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第22 認定第6号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第22 認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第23 認定第7号 令和4年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、日程第23 認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第24 認定第8号 令和4年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第24 認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第25 認定第9号 令和4年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第25 認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、日程第26 認定第10号 令和4年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第26 認定第10号については、原案のとおり認定されました。

○議長 (望月光彦君)

次に、日程第27 議案第80号 財産の無償貸付についてを議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

町長から、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長 (佐野和広君)

それでは追加議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第80号 財産の無償貸付についてであります。南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成15年3月1日条例第66号)第4条第1号の規定に基づき、旧万沢小学校の校舎等を無償で一般社団法人おかえり集学校に貸し付けをするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、追加議案として提案いたします。

提案理由の説明は以上であります。詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (望月光彦君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月光彦君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

今、町長、それから課長から説明を受けまして、万沢小学校が有意義に使われる、地域の拠点となるということについては大変いいことだと思います。

現地視察に行きまして、木のぬくもりのある大変涼しい校舎であり、賑わいの創出につながればいいと思いますが、そうした中で、今回無償貸し付けということですが、賑わいの創出、ITの活用こういったことに使われるということですが、どのように使われて、町民に有意義であるのか、5年間の中でそういったチェック、あるいは報告をどのようにしていくのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（望月光彦君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回提出されました計画の中には、先ほども申し上げたとおり、IT・OA機器に長けた業者でございますので、その機器の販売、サポートはもちろん、町民の方々には無償で相談、それからお宅にまで出向いて配線等に関しても面倒を見てくれる。それから購入した機器につきましても、基本的には無期限で保証がされるということになっております。

また施設内は、公共性、それから地域の交流スペースとして、全て無料Wi-Fiを飛ばしまして、来場者は無料をご利用いただける。それからイベントスペースやワークスペース、サテライトオフィス等も、一部共益費をいただきながら、町外県外からも導き入れる、そのような賑わいの創出を目標にしておるようです。

それから、検証等をどういうふうにしていくかということですが、いろいろな事業の計画から実施につきましては、今回、無償貸付をする相手方にお任せをするわけですが、いろいろな事業があるかと思えますので、企画課、それから各課でその都度検証をしながら、企画課におきましては、年に一度年度末には必ず状況等を打ち合わせをしながら把握していくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

学校におけるICT教育についても、せっかくこういう企業が来るということですから、サポートもぜひお願いしたらどうかと思います。それからやっていく中で、例えば町民がこんな

ことをしたい、こういうことでこの学校を使いたいといったときには、窓口はどちらになりますか。

○議長（望月光彦君）

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

今回、無償貸し付けをしまして、全ての施設、計画等も相手方が実施をいたしますので、こちらにお話をしていただければ、基本的には利用ができることになるかと思えます。

ただ、使用に関してこういう状況だとか、こういう使い方をするということで、もし疑問、それから問題点があるような場合には、企画課に相談をいただくような形をとっていきたいと思っています。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

3千万円弱を掛けていろいろな施設や部屋をきれいにしました。そこにリングローさんが窓口となって外からの会社にスペースを貸し付けた場合、当然お金は入ってくるわけですね。そうなるとその儲けは全てリングローさんに入って、町にはそのお金は入ってこないということなのか。

もう1つは、これから大きな修繕があった場合に、もう町の負担はなくて、リングローさんが負担をしてあのきれいな万沢小学校を維持していただけるのか、このへんについて質問したいと思います。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

躯体に関するものや大きな修繕が必要になった場合には、事業者と企画課で協議をして、どちらがどのぐらい負担をするかという決定をしてからの修繕になるかと思えます。そして管理運営費は、貸し付ける相手方が支払いをするということになります。その内容につきましては、電気料、水道料、それから浄化槽などの管理費、草刈りの委託管理などです。企画課で試算をしまして、大体年間180万円ぐらいの管理費がかかるかと思えます。

それから、議員のおっしゃるスペースの貸し付けという部分については、私どもは貸し付けという考え方ではなく、共同でその施設を利用する団体ということで、月に1つの教室につき2万円ほど、電気料、水道料等の共益費をいただいて、ともにその施設を利用するという考え方でおります。ですので、その共益費につきましては、町の歳入になることはございません。

おかえり集学校では、今回の万沢小学校での活動で収益を上げるというのは、今のところほぼ考えておりませんで、とにかく町のために、それから町民のためにということで事業を展開していただきます。

ですから、管理費の180万円ほどが、いろいろな事業者に入ってもらったり、パソコンなどを町民の方が購入をしてくれて、とんとんになればいい事業になっていくと、そういう考え

での計画をいただいて、町が承認したという形になります。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

まず一点は、パソコンの販売ということですが、各課が使っているパソコンについて、これからリングローさんのパソコンに替えていくのか。

もう一点は、リングローさんのノウハウを使って各課でできることがたくさんあると思うのですが、そのへんをどう考えているか、町の考えをお聞かせください。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、芦澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初にパソコン等の活用ということで、今現在、南部町で職員が使っておりますパソコン、LG系、インターネット系、2種類ございますが、これは広域で共同調達をしておりますので、全てこのリングローさんのパソコンに替えるということは町単独では難しいと、現時点では考えております。

ただ、担当にも確認をいたしました。今使っているパソコンがリースアップしたときには、リングローさんに中古ということで買っていただくことは可能ではないかという、現時点での話にはなっています。

また、各課でこれからどのような使い方をということでございますが、どの課がということではなく、町全体がDX化に進んでいかなければならない。お子さんからお年寄りまでがスマホやパソコン等を少しずつ使えるようにして、町全体の底辺を広げるということを狙いにしておりますので、福祉保健課にしろ、生涯学習課にしろ、スマホ教室などのことについて、リングローさんと直接交渉をしながらより良く進めていければ成功していくと、そういう感じはしておりますので、これから町を挙げて積極的に利用していければなと思っています。

また、外の企業にもどんどん利用していただく。それから商工会にも声をかけてさらに広げていければと思っております。

以上です。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

遠藤光宣議員。

○9番議員（遠藤光宣君）

サークルなどの人たちが活用させてもらうことは本当にいいことだと思いますが、契約の期間が5年間という、少し長いかなというのはありますけれども、その契約の期間中、例えば町で一部を公的な施設として使いたいとなったときに、契約途中に変更ということは可能かというところが一点。

それから万が一の災害時に、スペース的にも、水道などの施設もあるので、避難所などとして使いたいときに使うことが可能かと、この辺りについてはどうでしょうか。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは遠藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず契約の途中変更でございますけれども、こちらは仮契約をする際にも、相手方とかなり内容を練っておりますので、必要に応じて協議のうえで町が利用できるということは、一応確認は取れております。

それから避難所としてのという場合につきましても、これも仮契約の前に、かなり念入りに打ち合わせをさせていただきまして、何をもっても避難所としては使っていただけるということになっております。昼間であれば常にオープンな場所でございますので、自由に避難をしてきていただいても結構ですし、それが夜につながるというようなときでも、さあ、帰ってくださいということにはならず、しっかり対応はしてくれるということで確認は取れております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

一点、万沢児童館の活用内容について教えてください。

○議長（望月光彦君）

企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをいたします。

相手方も現場を何回か確認に来ておりまして、その際には、こちらに何人かの職員が来ることがあるということで、宿泊施設として使えればよいというような声は上がっておりますが、ただ現時点で、確実にこういう使い方をするというところまでは決まっております。

○2番議員（望月憲之君）

総体的に使ってもらって、草取りもしてもらわないと管理が難しいかなと思います。

○企画課長（杉山一陽君）

管理費の中には、年間に2、3回の除草の委託費も入っておりますが、ただ夏の盛りに、常に誰が見ても草がない状態というのは、ちょっと難しい部分も御存じのとおりあるかなとは思いますが、一応そのへんの管理もリングローでは、積極的に進めていくということは協議の中で話をしております。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はございますか。

町長。

○町長（佐野和広君）

いろいろご質問がありました。そして、皆さんがご覧になったように、あの学校も数年でいろいろなところが傷んでいますね。このまま置いたら大変なことになります。大体あれを解体するだけでも大変なことですから。そういった中で、リングローという会社が手を挙げていただいたこと、これは非常にありがたいなと思っています。

いろいろな面でこれからDX化が進んでまいります。多分、3月の時点でDX課というのを

新設することを皆さんにご審議いただきますけれども、今、世の中がそういう形になってい
ますから、リングローとタイアップしながら、南部町もそういう方向に進んでいけたらいいな
と思っています。

ですから皆さんには、ぜひあそこを活用していただくようなお力添えをいただきたいと思
っています。そうすることによって、今までちょっと埋もれていた万沢地区が、逆に万沢地区
だけではなくて町の皆さんが集うような、そんな施設になればいいと思っています。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月光彦君）

ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 議案第80号について、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第27 議案第80号 財産の無償貸付については、原案のとおり決定することに、賛
成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第27 議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月光彦君）

日程第28 発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
議員提出議案の発議第2号を議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提出議員よ
り、提出理由の説明を求めます。

木内秀樹議員。

○6番議員（木内秀樹君）

発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、趣旨説明を
いたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案の1ページをご覧ください。

発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案について、地方自治法第112条及び南部町議会会議規則第14条第1項の規定
により提出する。

令和5年9月22日

南部町議会議長 望月光彦 殿

提出者 南部町議会議員 木内 秀 樹
賛成者 南部町議会議員 仲 亀 佳 定
" 南部町議会議員 遠 藤 光 宣
" 南部町議会議員 塩 津 悟
" 南部町議会議員 芦澤潤一郎

提出理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法利地代101号)及び関係政令の施行に伴い、議員個人による請負の状況の透明性を確保し、議会運営の構成及び事務執行の適正を図る取り組みを行うため、本条例を制定するものです。

なお、条文につきましてはお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、以上で、発議第2号南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての、趣旨説明を終わります。

○議長(望月光彦君)

提出理由の説明が終わりました。

木内議員は、その場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第28 発議第2号についての質疑を終結いたします。

木内議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第28 発議第2号 南部町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第28 発議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時04分

○議長(望月光彦君)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第1号にかかる意見書の提出についての議案が提

出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長(望月光彦君)

それでは、会議を再開いたします。

○議長(望月光彦君)

追加日程第1 発委第1号、意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、お手元へ配付いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 遠藤高芳委員長。

○文教厚生常任委員長(遠藤高芳君)

それでは、発委第1号について、説明をさせていただきます。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案1ページをご覧ください。

発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年9月22日提出

南部町議会議長 望月光彦殿

提出委員会は南部町議会文教厚生常任委員会であります。

提出理由であります、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現し、全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにするため、加配定数の振り替えによらな

い小学校35人学級の実施と中学校での35人学級の実施、計画的な教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担制度の堅持、および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求める、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、趣旨説明を終わります。

○議長（望月光彦君）

発委第1号の趣旨説明が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号に関する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

○議長（望月光彦君）

日程第29 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、議会改革特別委員会委員長から閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和5年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究およ

び調査について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

令和5年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは控室に参集願います。

閉会 午前11時15分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年9月22日

南部町議会議長

望 月 光 彦

会議録署名議員

塩 津 悟

会議録署名議員

望 月 郁 夫

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

